

## 令和5年度各部定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

#### 1 監査の種類

各部定期監査

#### 2 監査実施期間

令和5年4月5日（水）から令和5年6月15日（木）まで

#### 3 監査の対象

令和4年度の財務に関する事務の執行状況等

#### 4 監査対象部局及び日程

別添「令和5年度各部定期監査日程表」のとおり

#### 5 監査の実施内容及び主な着眼点

各部定期監査は、令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を主な着眼点として実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的、効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

#### 6 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

病気休暇の職員の代替スタッフとして短期間での任用を継続した会計年度任用職員の年次有給休暇付与において、任期を更新する都度年次有給休暇を付与すべきところ、1回目の任用時に今後の任用予定期間分もまとめて付与した。そのため、1回目の任用時に本来の付与日数を超える年次有給休暇を取得し、報酬の返還が生じたものがあった。

(障害者支援課)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 旅行命令簿の旅行経路(旅費)の記入誤りにより、支給額に過払いが生じたものがあった。

(秘書課)

イ 通勤手当認定簿の認定経路と通勤届で申請した通勤経路に違いのある職員について、旅行命令を受けた際には通勤手当認定簿に基づき定期券調整を行うべきところ、通勤届に基づく区間で定期券調整を行ったため、自宅から旧軽井沢林間学園への往復の旅費に不足が生じたものがあった。

(契約課)

ウ 会計年度任用職員の旅費について、旅行命令代理入力依頼書は作成されていたが、庶務事務システムへの入力がされていなかったため、支給漏れが生じたものがあった。

(西部地区サービス事務所)

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 物品購入において、2者から見積書を徴取したが、不採用の見積書を紛失したものがあつた。

(生活衛生課、みどり土木政策課、八雲中央図書館)

イ 物品購入において、2者からFAXで見積書を徴取し、金額の低い業者を契約の相手方とした。その後、提出された見積書の原本と差替えを行った際、金額の誤りに気付かないままFAXの見積書を廃棄したため、保存されている見積書を比較すると不採用の見積書の方が低い金額となつていたものがあつた。

(子ども家庭支援センター)

ウ 物品購入において、契約相手方から提出を受けた見積書と納品書を紛失したものがあつた。

(八雲中央図書館)

エ 契約書の作成に当たり、契約条項、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものがあつた。

(産業経済・消費生活課)

オ 個人情報を取り扱う委託契約書の作成に当たり、個人情報の保護に関する特記仕様書等を付していないものがあつた。

(スポーツ振興課、保健予防課)

#### (4) 事案決定に基づく事務処理を誤っていたもの

目黒区私立保育園法外援護費を扶助費として支出する手続において、目黒区事案決定手続規程第4条では、扶助費の支出を決定することは部長が行うことと定められているが、課長により決定されているものがあつた。

(保育課)

#### (5) 受託事業者に貸与した鍵の紛失に係る対応等が不適切だったもの

スマイルプラザ中央町に設置された障害福祉施設の受託事業者が、施設全体の管理時間外に出入りするための外部ゲートの鍵を紛失した。その際、紛失の発覚から所管課への初回の報告が速やかに行われていなかった。また、紛失届及び鍵貸与申請書の提出や所管課の鍵の購入手続にそれぞれ時間を要したため、受託事業者が外部ゲートの鍵を利用できない状況がおおよそ1か月間継続した。

(障害施策推進課)

## 2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見られたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

### (1) 共通事項

#### ア 基本計画の進行管理について

4年度は、新たな基本計画に基づく取組の初年度として、「新たな基本計画に基づき、目黒の未来を創るための第一歩となる予算」との位置づけで当初予算が編成され、基本計画に掲げた施策を着実に推進するため、実施計画事業とし

て、75億6千万円余が計上されている。

基本計画では、基本構想に掲げた5つの基本目標と23の政策を掲げ、政策ごとに「10年後の姿」と「現状と課題」を示したうえで、区政評価指標として、現状値と計画目標値を設定している。また、政策の実現に向けて具体的な88の施策と施策ごとに成果指標を設定している。

計画の進行管理については、政策の区民満足度を測りながら、区政運営に対する評価・検証を行っていくこと、施策の成果や状況を測る評価指標を設定し、進捗状況の点検・管理を行いながら効果的に計画の推進につなげていくことが述べられているが、具体的な点検の時期や頻度、結果の公表等については記載されていない。

基本計画は、10年間という長期間の計画であることから、その間の社会経済状況の変化や区民ニーズの変化などを的確に把握し、施策や事業に反映させていくことが必要であり、そのためには、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）により、政策効果の低くなった事業の見直し（スクラップ）を積極的に行うことも重要と考える。

今後の進行管理に当たっては、設定した指標の状況を定期的に把握し、施策や事務事業の実績を評価したうえで、必要な見直し等に着実に取り組み、その結果を公表していくことを要望する。

（企画経営課、ほか関係課）

#### イ 収入未済額の縮減について

4年度の収入未済額の状況は以下のとおりである。

会計区分	収入未済額	増減額（前年度比）	増減割合
一般会計	12億3,316万円余	△1億3,552万円余	△9.9%
特別区税	6億8,900万円余	△1億1,166万円余	△13.9%
国民健康保険	8億5,464万円余	△1億3,795万円余	△13.9%
後期高齢者医療	4,868万円余	632万円余	14.9%
介護保険	1億2,428万円余	△37万円余	△0.3%
合計	22億6,078万円余	△2億6,753万円余	△10.6%

※「国民健康保険」以下はいずれも特別会計

4会計の合計では、2年度は前年度比で△15.3%、3年度は△18.4%、4年度は、後期高齢者医療特別会計で微増となったが、△10.6%となった。この数年間、顕著な減少が進んでおり、滞納対策課はじめ各所管課の努力を大いに評価したい。

しかし、収入未済額は依然として多額であり、区民負担の公平性や財源確保

の観点から、今後もその改善に一層の取組が求められる。期限内納付がされなかった債権については、早期の働きかけなどが大切であり、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、生活保護弁償金や各種貸付金の返還金など、各事業に係る未収金を含め、法令等の規定を踏まえ、引き続き収入未済額の更なる縮減を図りたい。

(滞納対策課、ほか債権所管課)

#### ウ 契約事務について

物品購入において、2者から見積書を徴取したが、不採用とした見積書を紛失した事案を複数の課で指摘することとなった。

目黒区契約事務規則第40条では、「契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して原則として2人以上から見積書を徴さなければならない。」と規定しており、契約を行う際には、原則2者以上から見積書を徴することが前提となっている。

これは、随意契約における競争性や公平性の確保のために必要な事務手続であり、見積書の紛失は許されないと認識する必要がある。

契約の事務処理を適正に行っていくために、契約事務担当者の確認はもとより、管理監督者自らが事務処理における責任を自覚し、組織的な指導、確認を徹底されたい。また、契約事務については、毎年度基本的な誤りが発生していることから、契約課においても、職員の基礎知識の習得及び向上に向けて、引き続き実効性のある対応に努められたい。

(契約課、ほか全課)

### (2) 個別的事項

#### ア 企画経営部関係

##### 地方公会計の活用について

28年度決算から、総務省の示す「統一的な基準」に基づき財務書類を作成しており、3年度決算からは、区の資産情報の見える化と、公共施設マネジメントへの有効活用を見据え、固定資産台帳を公表している。

こうした財務書類の作成により、いわゆる現金主義による決算書ではとらえることが困難であった資産や費用を明らかにし、区の財政状況をより正確かつ総合的に把握できるようになり、事業別や施設別のコストの見える化に向けて、環境整備が一層進んだものと考えられる。

また、これまで財務書類の作成時期の関係から、翌年度の予算編成に財務書類の分析結果を活用できないなどの課題があったが、5年9月から稼働予定の新財務システムにおいては、財務書類の作成の元となるデータについて、1年

間の執行データを一括で仕訳変換する「期末一括仕訳方式」から、日々の歳入調定や支出命令ごとに仕訳変換する「日々仕訳方式」となることから、6年度以降の決算においては、事業の評価や計画の進行管理など、様々な分野での活用が期待できる。

そのためには、何よりも正確な仕訳が必要であることから、職員一人ひとりが公会計の仕訳についての基本的な知識を有し、その意義や活用について理解し取り組めるよう必要な研修を実施するとともに、日々の作業はできるだけ簡素化し、具体的なマニュアルを作成するなど、円滑な導入に向けて検討を進めてほしい。

(財政課、ほか関係課)

## イ 情報政策推進部関係

### 広報機能の強化について

「読まれる区報」を目指し、認知度の向上とコンテンツの充実を図るため、3年度に目黒区報のリニューアルが行われ、4年度からは区内全戸への配布が開始されている。また、公式ホームページについても、5年度に全面リニューアルが予定されており、公式LINE等を活用した情報発信など、情報政策推進部では、「時代に即した戦略的な情報政策の推進」を方針として、様々な取組が進められている。

各部局においても、コロナ禍の中で、計画改定時の意見募集や説明に際し、地区別オープンハウス型説明会や区公式YouTube（動画共有サイト）チャンネルによる説明動画の配信を行うなど、様々な工夫により積極的に情報を区民に届ける努力が見られた。

今後も、職員一人ひとりが情報発信の重要性を認識し、各部局が主体的に情報発信に取り組めるよう、これまでの取組状況等も踏まえ、専門的な知識や経験を持つ広報課と各課が連携・協力し、更なる情報発信力の強化に取り組んでほしい。

(広報課、ほか全課)

## ウ 総務部関係

### 人材育成について

職員の年齢別構成を見ると、ここ数年の間、豊富な知識・経験を有する高齢層の職員が退職し、それに伴い多くの職員が採用された結果、4年10月現在で、30歳未満の職員は約23%で、28年度と比べると約8ポイントの大幅な増加となっている。また、管理職の平均年齢は、54.3歳で、地方公務員法の改正による定年延長や管理職の役職定年制度の導入などを踏まえると、将

来にわたり質の高い区民サービスを提供し、中長期的に安定した区政運営を進めるためには、次代を担う若年層職員と管理監督職を担う人材の計画的育成が必要となっている。

4年9月に策定された「目黒区人財育成方針」では、職員一人ひとりが大切な財産である「人財」であり、この「人財」が一層輝くことで基本構想・基本計画を実現させることを目的としている。また、「職員一人ひとりの成長」と、それを支える「組織の成長」の両輪で取り組んでいくことで、人材が一層輝く組織となることを目指すとし、職層ごとに必要な能力や人材育成における組織の課題と目標を具体的に示している。

今後も、未来を見据えた持続可能な行財政運営を進めていくために、これまでの取組を検証するとともに、ワーク・ライフ・バランスなど、働きやすい職場環境づくりにも留意しながら、「目黒区人財育成方針」に掲げた目標等の実現に向けて、取組を着実に推進されたい。

(人事課)

## エ 危機管理部関係

### 避難所運営協議会の設立及び活動支援について

目黒区地域防災計画では、避難所の運営について地域住民が主体となって運営できるよう、避難所運営協議会（以下「協議会」という。）を各住区エリアに設けることとし、円滑な運営体制を構築するために、平常時から、防災区民組織、町会・自治会、住区住民会議及びPTAなどの組織で協議会を形成し、連携した協力態勢を確立することが不可欠としている。

防災課では25年度から協議会の組織化に向けて支援を継続しており、現在、22住区エリアのうち16住区エリアで協議会が設立されているが、コロナ禍の中で、2年度以降は全ての協議会が活動を休止していた。

4年度になって、13住区エリアの協議会で、一部の活動が再開されているが、避難所の感染症対策などの新たな課題も生じており、それぞれの協議会の状況等を踏まえ、活動が再開できるよう支援に努めてほしい。

また、設立に向けた取組が進められている3住区エリアも含めて、地域防災力の向上に向けて、各住区エリアに協議会が設置できるよう、更に地域に対する働きかけや支援に取り組んでほしい。

(防災課、ほか関係課)

## オ 区民生活部関係

### まちづくり活動助成について

まちづくり活動助成事業は、区が進めるまちづくりの一層の推進を図ること

を目的に、区民が自主的に行うまちづくりに資する実践活動に対し助成するもので、4年3月の基本計画の策定に合わせて、助成対象となる活動の見直しを行っている。

助成には、団体育成助成とコミュニティ形成助成の2区分があり、団体育成助成は、設立して1年以上5年未満で、地域のコミュニティ形成・発展に取り組み、その活動に広く地域住民が参加できる団体が行う活動に対して助成するもの、コミュニティ形成助成は、設立して概ね10年を経過し自立して活動しており、広く地域住民が参加できる団体が行う活動に対して助成するものである。その他に、元年度から試行実施している、町会・自治会への助成があり、区内の町会・自治会同士が連携・協力して行う事業を助成対象としている。

助成を決定された団体数は、ここ数年5団体程度で推移しており、地域での活動を通して地域の活性化や地域課題の解決に取り組む団体を支援し、自主的なまちづくり活動を推進するという本事業の趣旨を踏まえると、事業の目的や制度について様々な機会を通じて周知を図るとともに、助成を決定した団体やその活動についても全庁的に周知するなど、団体活動の維持・発展に繋がるよう制度の効果的な活用に努められたい。

(地域振興課)

#### カ 産業経済部関係

##### 創業支援について

28年1月に産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画について、国の認定を受けて区民等による創業を支援するための取組を進めており、現在の計画は、4年度から6年度までを計画期間としている。

創業支援等事業計画では、年間の目標数として、創業支援対象者数及び創業者数を定めており、目標の達成に向けて、創業セミナーや創業相談、創業資金の融資あっせんなどを関係機関と連携して実施するほか、社会経済情勢の変化やアフターコロナにおける新しい生活様式を見据えて、従来の創業セミナーを補完するフォローアップ講座や創業支援セミナー応用編を実施している。

創業者の事業継続と地域への定着に向けては、創業後の一定期間の支援がたいへん重要であることから、創業セミナー修了者などの区内の創業者に対して、経営相談や販路拡大支援、インキュベーション施設の利用支援など、それぞれのニーズに応じたきめ細やかな支援策を推進されたい。

(産業経済・消費生活課)

#### キ 文化・スポーツ部関係

##### 外国人住民への生活支援について



4年10月1日現在、区内には9,434人の外国人住民が暮らしており、区の人口の278,782人の約3.4%を占めている。コロナ禍での減少傾向から増加傾向に転じており、今後、更に増加することも予想される。

基本計画では、政策として「互いに文化を認め合い共に生きるまちづくり」を掲げ、「行政手続きの多言語化や、相談機能の充実を図るとともに、やさしい日本語の普及を推進することで、外国人住民が地域で安心して暮らしています。」などを10年後の姿として描いている。

外国人住民が、慣れない日本での暮らしで文化の違いや言葉が理解できずに必要な情報が得られない、また、地域住民の一員として様々な活動に参加したいがその方法が分からないといったことがないように、やさしい日本語による行政情報の発信を積極的に行うほか、行政情報の多言語化や通訳タブレットの活用による各課窓口での適切な対応など、基本計画に掲げる政策の着実な達成に向けて、国際交流協会等と連携・協力し取組を進めてほしい。

(文化・交流課)

#### ク 健康福祉部関係

介護人材の確保・定着・育成支援について

3年3月改定の目黒区介護保険事業計画では、介護を必要とする人の増加に伴い、介護サービスの需要の増大や多様化が見込まれている中、担い手である人材の確保は難しい状況にあることから、サービス提供に当たり根幹となる介護人材の確保・定着・育成に向けて、引き続き事業の充実を図っている。

介護人材の確保・定着の支援としては、民間特別養護老人ホームを運営する法人に対する介護職員宿舎借上げ補助、ハローワーク及び区内介護事業所と連携した「めぐろ福祉しごと相談会」などを実施している。また、育成支援については、キャリアアップ支援として、介護職員初任者研修及び実務者研修の受講費用助成、介護職員スキルアップ研修や相談事業などを実施し一定の成果を挙げているといえる。

一方で、コロナ禍の中でも事業を継続してきた介護事業者等が、近年の光熱水費等の物価高騰等により更に厳しい経営状況となり、事業継続のために人件費等も含めて様々な経費削減に取り組まざるを得ない状況となっていること等が報道されている。

今後の介護サービスの安定的な提供と介護人材の確保・定着に向けて、引き続き物価高騰の影響を注視しつつ、現在の実施事業の効果を検証するなど、介護事業者と連携・協力して効果的な支援に取り組まれない。

(高齢福祉課)

## ケ 健康推進部関係

### 災害医療の推進について

災害医療に係る連携強化の取組として、4年9月に、区、医師会、薬剤師会及び区内病院の災害担当者を構成員とする、災害担当者連絡会を設置し災害医療に係る情報共有を図ったほか、地域防災計画に基づき、発災直後の医療救護活動を行うため、医療救護の必要が認められたときに、区内病院の敷地内又は近接地等に開設することとなる緊急医療救護所の設置について、区内9病院を個別に訪問し、協定締結に向けて打合せを行っている。また、緊急医療救護所の開設に必要な医薬品の備蓄や発電機等の資機材整備も進めている。

さらに、区と関係機関が連携し、緊急医療救護所の立上げ訓練や災害時優先電話を利用した通信訓練などにも取り組んでおり、今後も、発災直後の混乱した状況下においても、限られた医療資源を有効に活用し、区民にとって必要な医療が提供できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、区内病院などの関係機関との連携を更に強化し、事業内容の充実に努めてほしい。

(健康推進課、ほか関係課)

## コ 子育て支援部関係

### 総合的な子ども家庭支援体制の構築について

4年3月策定の基本計画では、総合的な子ども家庭支援体制の構築を掲げ、その具体化に向けて、碑文谷保健センターを拠点とした子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターの連携強化、児童相談所の設置を視野に入れた東京都児童相談所のサテライトオフィス誘致を、実施計画に掲げて取組を進めるとしていた。

その後、4年6月の児童福祉法の改正、こども基本法の制定、こども家庭庁の設置の動向を踏まえ、妊娠期から青年期までの子育て、子育てを継続的・包括的に支えていくための新たな取組と整備の具体化に向けて、「総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備について」を4年12月に取りまとめている。

具体的には、第1段階として、7年度までに、鷹番保育園跡地を暫定活用し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行う「こども家庭センター」の整備と東京都児童相談所のサテライトオフィス誘致、第2段階として、13年度までに、児童虐待の対応のみならず、子ども子育てに関する様々な相談への対応や妊娠期から青年期までの包括的な相談支援体制のための施設である「こども総合相談センター（仮称）」を第三ひもんや保育園跡地に、児童相談所・一時保護所を碑文谷保健センター跡地に整備することとしている。

これらは、部局を超えた事業の一体化であり、東京都との調整も必要となることから、人材確保や事業運営の環境整備、財政規模等も含めて、関係部局で

の十分な検討と全庁的な協議・調整を重ねた上で、着実に取組を進められたい。  
(子ども家庭支援センター、子ども家庭支援拠点整備課、ほか関係課)

#### サ 都市整備部関係

都市計画マスタープランの改定について

都市計画法に規定される区市町村の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン（以下「プラン」という。）」が、5年4月に改定された。

新たなプランでは、基本構想でおおよそ20年先に目指す「まちの将来像」として定めた「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」の実現に向け、まちづくりの視点から見た区の現状や主要課題を踏まえて、多くの人々が一層「めぐる」に愛着を持ち、めぐるらしい心地よさが生まれ続ける都市の実現を目指して、区の20年後の将来都市像を「多様な人が住まい・憩い・交わり めぐるらしい「心地よさ」が生まれるまち」としている。

また、20年後の将来都市像は「落ち着きとゆとりのあるまち」、「高い利便性と活力を有するまち」、「美しさと安心を感じるまち」、「めぐるならではのカルチャーやビジネスが生まれるまち」の4つの目指すまちの姿から構成されるとし、8つの分野別まちづくりの方針に基づき、関係行政機関等と連携し、実効性の高いまちづくりを推進するとしている。

計画の実現に向けては、分野別まちづくりの方針ごとに目標値（成果指標）を掲げ、定期的の実績を確認し、適切に分析・評価することで事業に投じる財源や職員等を柔軟に見直すとしているが、プランは目標年次を概ね20年後とする長期計画であることから、実績の評価や検証結果など、計画の進捗状況等について、区民に対し、適切な時期にわかりやすい説明ができるよう研究を深めてほしい。

また、庁内横断によるプロジェクトチームの組成による取組や、職員の理解の醸成、知識の習得、経験の蓄積を図るための研修会の実施及び活動の実践などを通じた職員の育成は、プランの推進に向けた執行体制の充実にたいへん有効と考えられることから、着実に推進されたい。

(都市計画課、ほか関係課)

#### シ 街づくり推進部関係

木造住宅密集地域解消に向けた取組について

東京都防災会議が公表した首都直下地震等による東京都の被害想定では、特に木造住宅密集地域において大きな被害が想定されており、木造住宅密集地域を解消し、災害に強い街づくりを進めていくことが急務となっている。

区では、災害危険度の高い木造住宅密集地域を「燃えないまち・燃え広がらないまち」にしていくため、不燃化推進特定整備事業（以下「不燃化特区」という。）を活用し、市街地の不燃化を促進しており、現在、目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区で不燃化特区を実施している。

また、東京都では特定整備路線である都市計画道路補助46号線の整備事業を進めており、区では東京都と連携して、道路整備と一体的に進める沿道まちづくり事業として、防災不燃化促進事業による建物の共同化、沿道地権者の生活再建支援等に取り組んでいる。

現在、重点整備地域（不燃化特区実施地域）の7年度末の不燃領域率70%を目標に老朽建築物の除却や不燃化建替えに対する支援に取り組んでいるが、3年度末の不燃領域率は、61.35%となっている。これまでも、区として丁寧な説明や対応を行い事業を進めてきているが、更に地権者をはじめ関係者の理解と協力が得られるよう、一層丁寧な説明を行うとともに、東京都とも連携し支援策の充実を図るなど、効果的・効率的な事業の実施に努められたい。

（木密地域整備課）

## ス 環境清掃部関係

### ごみ減量の取組について

5年3月に改定した目黒区環境基本計画では、目指すべき環境像を「地域と地球の環境を守りはぐくむまちーめぐろからの挑戦ー」と定め、地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷の少ない社会づくりに取り組むとし、環境像を具体化するための方向性を示すものとして5つの基本方針を掲げている。

そのうちの基本方針2では、「資源が循環するまち ものを大切にして資源が循環する未来をつくる」を掲げ、成果指標として、14年度までの目標を「めぐろ買い物ルールや取組の認知度」を50%に、「年間のリサイクル率」を40%に引き上げるとし、主な取組として、3R（ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再使用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル））の推進、食品ロス削減やプラスチックのリサイクルを推進するとしている。

プラスチックについては、3年度からエコテイクアウト推進事業及びマイ容器利用キャンペーン事業を実施し、事業者への補助を通じて使い捨てプラスチックの削減に取り組むとともに、5年7月からは製品プラスチックの資源回収を開始するなど具体的な取組が進められている。一方、食品ロス削減については、フードドライブ活動の支援などに加え、「食品ロス削減計画」の策定と普及啓発及び給食等の区の事業における削減などに取り組むとしており、早期の実施に向けた検討を進められたい。

また、区民一人ひとりが、3Rとごみの適正処理に積極的に取り組めるよう、

普及啓発に努めるとともに、エコライフめぐろ推進協会や関係団体・区民・事業者等と連携・協力しながら、更なるごみの減量に向けた取組を推進されたい。

(環境保全課、清掃リサイクル課)

## セ 教育委員会関係

学校運営協議会設置に向けた検討について

29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が、区市町村教育委員会の努力義務とされ、4年5月時点での全国における導入状況は、学校数で15,221校、42.9%となっており、前年度と比べ、3,034校増加している。

学校運営協議会を設置した学校であるコミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みであり、学校運営への必要な支援を協議する場である。

教育委員会では、これまで学校長等の推薦に基づき学校ごとに学校評議員を委嘱し、学校と家庭や地域社会との連携などについて積極的に意見を伺い、地域に開かれた特色ある学校づくりに取り組んできたが、保護者や地域住民等の学校運営への適切な参画を進め、相互の連携・協働による魅力ある学校づくりを一層進めていくため、学校運営協議会の設置に向けた検討を行っている。

今後の検討に当たっては、これまでの区の実施状況の検証結果等も参考に、導入している自治体の運営体制や学校への具体的な支援の状況なども調査・研究し、部活動の地域移行や教員の働き方改革などの学校を取り巻く課題等も踏まえ、円滑に設置が進むよう検討を深められたい。

(教育政策課、ほか教員委員会事務局各課)

## 3 まとめ

全体としては、おおむね適正に予算や事務事業の執行等がなされていることが確認できたが、指摘事項のとおり、旅費の支給や契約事務に関し、不適切な処理がいくつか見られた。

こうした一部の不適切な事務処理については、職場全体でミスの要因等の情報を共有し、マニュアルの再確認や見直し等により組織内での注意喚起を徹底し、同様のことが繰り返し起きないように、管理監督者も含めて組織としてのチェック体制を構築することを要望しておく。また、今回指摘事項がなかった所管についても、自らの問題・課題として真摯に受け止め、今後とも適切な事務処理に努めてほしい。

4年度は、新たな基本計画及び実施計画に基づく取組の初年度として、多くの事務事業が計画され実施されたが、事業費については既に物価高騰の影響が出ており、

財政運営への影響が懸念される。

今後の学校施設をはじめとする老朽化した区有施設の計画的な更新や子育て支援施策の拡充等、様々な計画に基づく取組を着実に実施していくために、必要な財源の確保と効果的かつ効率的な事務執行に一層努め、区民福祉の更なる向上が図られることを期待する。

以 上